

岩手県選挙管理委員会告示第 40 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 21 年 7 月 24 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	社会福祉法人美楽会軽費老人ホームケア ハウス水沢	奥州市水沢区羽田町字水無沢 506 番地 6	平成 21 年 7 月 15 日